

紫波町教育委員会教育長演述

令和6年紫波町議会定例会3月会議

令和6年2月26日

紫波町議会定例会が開催されるに当たり、発言の機会をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

初めに、令和6年能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。東日本大震災津波の発災からまもなく13年を迎えます。町教育委員会におきましても、現在、岩手県教育委員会で進めている「いわての復興教育」を基軸に、震災の教訓を次世代に継承し、災害等に備えてまいります。

令和6年度の教育施策については、紫波町第三次総合計画及び、紫波町総合教育会議において策定しました「第2期紫波町教育大綱」に基づき、「郷土を愛し未来を切り拓く人づくり」を基本理念とした、3つの基本施策の推進に努めてまいります。

第1は

「子どもが心豊かに育つ環境の充実」

第2は

「安心して子育てができる環境の整備」

第3は

「文化やスポーツに親しみ健康で
活力ある暮らしの実現」

であります。

それでは、基本施策の内容について、順次ご説明申し上げます。

基本施策の1つ目「子どもが心豊かに育つ環境の充実」に係る主な施策であります。主に就学前保育・教育及び学校教育についてであります。

第1は

「子どもの生涯にわたるより豊かな人格形成の基礎の育成」についてです。

これからの時代について、「人生百年時代・予測不可能な時代の到来」と言われています。そのような中で、人はそれぞれの長い人生を、学びながら、生きがいをもって生きていくこととなります。

その中でも、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎や義務教育及びその後の教育の基礎となる資質・能力が培われる大切な時期となります。子どもたちには、生活や遊びを通じた日々の豊かな体験の中で、より良く生きるための「健康な心と体・自立心・協調性・社会生活との関わり等」、様々な力の芽生えを醸成し、義務教育以降の教育に接続してまいります。

各児童施設、保護者、子どもを取り巻く社会全体が、「心豊かな子育て」について理解を深め、共有しながら、地域全体で「子育て」を支える施策の展開を図ってまいります。

第2は

「児童生徒の資質・能力の持続的な形成」についてです。

これからの時代に必要となり、今、子どもたちに育成していく資質・能力とは

第一に、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養

第二に、生きて働く知識・技能の習得

第三に、どのような状況にも対応できる思考力・判断力・表現力

の3点であります。

これらの資質・能力の形成について、町では義務教育9年間を見通した「小中一貫教育」

の中で進めています。町の小中一貫教育も3年が経過するところですが、所期の目的や目標を達成するため、随時進捗状況の点検や検証を行い、その成果や課題について共有・確認しながらその充実を図っているところです。児童生徒、保護者、教職員にもその趣旨が浸透してきており、今後とも検証と改善を繰り返しながら、小中一貫教育が児童生徒に必要な「生きる力」の醸成に資するよう、努めてまいります。

「Society5.0 新たな価値創造 イノベーション」という概念に代表されるように、DXはこれからの社会で必須のこととなります。このことから「多様な手立てを知り、AIやデータの力を利用して、学んだ力を利活用する人」の人材育成が急務となっています。それに対応すべく、「紫波町 GIGA・ICT 活用4か年計画」に基づき、GIGA スクール構想における児童生徒の情報活用能力の習得に向けた取組を一層進めてまいります。学校 ICT 教育環境のネットワークシステムの適正な運用管理を行い、1人1台学習用端末等の効果的な活用により、学習活動の充実と児童生徒の確かな学力の育成に努めてまいります。

また、「グローバル社会に対応した人材の育成」も重要な視点であり、日々の外国語教育の充実・ALTと連携した外国語活動に努め、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図り、多様性を重視した教育・人材育成に努めてまいります。

第3は

「豊かな人間性・社会性と健やかな体の形成」についてです。

前段で今後、私たちの社会は、科学・情報技術の飛躍的發展に伴い、社会の在り方が劇的に変わる、いわゆる Society 5.0 時代の到来について述べましたが、そのような社会であっても、豊かな人間性・社会性の育成、互いの人権や多様性を認め合う道徳教育や人権教育は重要であり、その充実を図ってまいります。

また、小中学校時代に心身の健康保持を習慣化することは、一生の財産となります。児童生徒一人一人のより良い生活の確立が図られるよう、各校において、「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」を関連付けた推進事業に取り組んでまいります。

児童生徒の心身の健全な発達に資する学校給食については、食に関する正しい理解と安心・安全な食を選択する力を養うなど、生涯を通じて健全な食生活を実践できるよう、食育指導を一層促進してまいります。引き続き、地場産食材や地場産食材加工品の積極的使用、良質な給食食材の確保に努め、安心・安全な学校給食の充実を図ってまいります。

なお、新たな学校給食センターの整備に向けて、実施方針などの具体的かつ効果的な整備の在り方やその手法については、町の関係部署と連携して調査・研究に着手しており、令和9年度の供用開始を目指してまいります。

第4は

「誰一人取り残されない学びの保障」についてです。

これからは、多様性を重視した教育や人材育成が進められることとなります。特に、国を挙げて「個別最適な学び・協働的な学び」の推進が重視され、児童生徒が、学校に限らず学べる多様な環境を整備することが求められています。併せて、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた不登校対策等にも注力してまいります。以下の3つの主要な取組を通じて、全ての児童生徒の学びの保障に努めてまいります。

1 学びたいと思った時に学べる環境を整えること

GIGA 端末を活用し、授業の様子を生配信できる環境整備をさらに推進していきます。また、落ち着いた空間で学習・生活できる心の居場所を学校内に整備し、登校しやすい環境をつくります。また、町の教育支援教室「はばたき」を運営するとともに、町内フリースクール等と連携しながら、児童生徒の学びを止めない取組を推進してまいります。

2 小さなSOSを見逃さない支援・対応をすること

いじめや不登校の兆候を早期につかむため、GIGA 端末を活用した「心の健康観察」を継続し、チーム学校による支援を推進します。担任が一人で抱え込むことがないように、複数の目での見守りと定期的な情報共有を継続しながら、教育と福祉が一体となって連携・

協働できる相談体制を整えます。

3 多様な個性や特性に配慮した 支援・対応をすること

特別な支援を必要とする児童生徒については、個別の支援計画に基づく支援に注力するとともに、町の就学支援委員会において、医療や福祉等の専門的な見地からの指導・助言に基づき、個別最適な教育支援を進めてまいります。小中一貫教育の観点から、就学前の時期を含め、中学校卒業までを貫く支援の充実に努めてまいります。

また、発達障害・学習障害・LGBT 等性的マイノリティに関し、学校における理解と対応、学校外における連携・協力を努め、多様な個性や特性に配慮した支援・対応をしてまいります。

第5は

「より良い学校教育環境の確保」 についてです。

体制的な側面として、学校運営協議会制度による学校運営を継続してまいります。学校運営協議会は、保護者や地域住民等が学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるとともに、社会総がかりで、子どもたちの豊かな成長に資する基盤づくりに努めます。

休日の中学校部活動の地域移行についてですが、現在、教育委員会事務局において「制度の趣旨・方向性の確認及び内外自治体の動向」について情報収集に努めています。過日、町内スポーツ・文化芸術団体等の関係者による学習会を開催し、趣旨理解に努めたところです。今後、生徒・保護者・教職員へのアンケートを実施、令和6年度早々に「休日の部活動の地域移行に関する協議会」を設置し、紫波町での在り方を鋭意検討してまいります。

また、老朽化した学校施設の適正な維持管理を行い、より良い学校教育環境の確保に努めてまいります。なお、大規模な宅地開発などに伴い、赤石小学校区の児童数の増加が顕著であります。このことから、前倒しにより、令和10年度のピーク時に向け、校舎の増築に着手し、令和8年4月の供用開始を目指してまいります。校舎の安全性及び快適性を確保しつつ、児童が新しい時代の学びを実現できる学習環境の質的向上を図ってまいります。

第6は

「支援の必要な子どもが心身共に 健やかに育つ環境の保障」についてです。

当町でも家庭の社会的孤立、保護者の養育能力不足、子どもの発達に係る障がい等の事情から、適切な養育ができにくい家庭が顕在化しています。

子どもの心豊かな育ちを実現し、将来にわたってより良く生きていくことを願い、社会全体で子どもたちを見守ること、そして養育者である保護者に適切に寄り添う支援体制を強化することについて進めてまいります。

次に、基本施策の2つ目

安心して子育てができる環境の整備 について申し上げます。

若い共働き世帯の転入増や就労形態の変化等により、保育や学童施設等の利用需要が増え続けています。このことに対応するため、現在、株式会社みんなのみらい計画による旧星山小学校を活用した「星えほんの森保育園」、赤石地区の学童施設の開所準備が予定通り進められております。様々な事業者、地域の方々のお力をいただきながら、官民協働により、町が目指す子育て・子育て支援の充実に努めてまいります。

子育て家庭を取り巻く環境は日々変化を続けており、それに伴い、子育て支援のニーズ量も増え、求められる内容も変化しています。子育て家庭への的確な支援の先に、子どもの心豊かな育ちの実現を見据え、子育て家庭へのより良い支援が図られるよう努めてまいります。

最後に、基本施策3つ目

「文化やスポーツに親しみ健康で

**活力ある暮らしの実現」に対応する、
生涯学習・社会教育について
申し述べます。**

人と人、人と地域が繋がる機会をさらに充実し、様々な歴史・文化資源やスポーツ活動に関わることで、一人一人が多様な生きがいをもち、互いに尊重し合える社会の実現を目指し、次の4点について施策を進めます。

第1に

「教養を高め心豊かに暮らすための生涯学習の推進」についてです。

中央公民館や各地区公民館、図書館、野村胡堂・あらえびす記念館は、地域住民にとって、身近な学習や文化活動の拠点となっています。引き続き、町民の研鑽や交流の場として、新たな学習ニーズを開発するとともに、学びを活かす場を創出してまいります。

第2は

「歴史や文化遺産が守られ魅力ある地域の創造」についてです。

当町には、国・県及び町の指定する文化財や天然記念物など多くの歴史的資源が存在します。これら文化財等の保護のために必要な調査を行なうとともに、その重要性の認識を高めるための周知や活用に努めます。郷土芸能等の有形・無形の文化遺産は地域の誇りであり、住民相互の絆を深め、郷土愛を育んでいる大切な財産であります。伝承団体の意向を踏まえ、活動等を支援してまいります。

また、町史編纂についてですが、今後長期にわたる事業となりますので、人的体制を整えながら鋭意取り組んでまいります。

「野村胡堂・あらえびす記念館」は平成7年の開館から令和6年度で29年目を迎えます。現在、野村胡堂に関わる学術的研究、開館後に寄贈されたLPレコードやCD等の音源の活用等、博物館としての機能の充実に努めています。今後とも、記念館活動の全国展開を標榜し、魅力ある記念館となるよう努めてまいります。

第3は

「町民がスポーツに親しむ機会の創出」についてです。

スポーツ全般におきましては、ライフスタイルの多様化により、新たなニーズへの対応が必要になっています。生涯にわたる健康寿命の延伸を一つの目標に、体力づくりや基礎体力の向上を目指し、関係団体と連携しながら、スポーツに親しむ機会の提供に努めてまいります。

また、紫波運動公園陸上競技場の整備については、住民サービスの向上につながるよう民間事業者と連携して事業実施してまいります。

今年6月、東北高等学校対抗自転車競技選手権大会が紫波自転車競技場と佐比内サイクルパークを拠点としたロードレースコースで開催される予定となっております。

第4は「子どもの心豊かな育ちを見守る地域社会の実現」についてです。

身近な地域社会の中で、子どもたちが多様な社会体験や自然体験ができるよう、様々な人と関わり、地域文化の多様性等を学びながら社会に参画していくことが大切であります。

学校・家庭・地域が「地域とともにある学校づくり」の目標やビジョンを共有し、様々な地域住民の方々の参画を呼び掛けながら地域活動を展開するなど、いわゆるコミュニティ・スクールの推進と連携し、生涯学習の視点から「子どもの心豊かな育ちを見守る地域社会の実現」を期してまいります。

以上、令和6年度紫波町教育委員会の重点施策の一端を申し上げました。教育大綱の基本理念は、紫波町民憲章の目指す人づくりと軌を一にするものであります。町の「今と未来」に向けた「人づくり」の使命を自覚し、引き続き各施策の実施に鋭意努めてまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ演述といたします。